

令和5年3月14日

新潟市北区文化会館 施設の利用制限について

当面の間、各部屋のご利用に関して以下のように制限させていただきます。
ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 合唱(カラオケ)、吹奏楽(管楽器)、演劇等の活動に際して

下記の内容を参考に、演奏時の配置をご検討ください。

舞台上での配置について

飛沫が発生する合唱(カラオケを含む)や吹奏楽(管楽器)、演劇等については、以下の点に十分に配慮して、実施してください。

- 対面での発声や演奏は避け、原則一列で一方向を向いて行い、やむを得ず、列を複数つくる場合には、市松模様状に編成するなど、前後の距離に注意してください。
- 合唱(カラオケを含む)については、歌手の間が最低でも1mの市松模様となるよう努めてください。
- トランペット・トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1.5m確保するように努めてください。

出典：新潟市「文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン(令和5年3月13日改訂)」

2. ホール及び諸室の定員数の変更

裏面をご参照ください。

3. 貸出備品

- ポット、湯呑み、ブランケットの無料貸し出しは休止しております。

4. 飲食の制限

- ロビー休憩スペースでの飲食は可能ですが、「分散して / 少人数で / なるべく短い時間で / 会話は控えめに」お召し上がりください。
- ポット、湯呑みの無料貸し出しは休止しております。必要な飲み物(飲み切りサイズのペットボトル、マイボトルなど)は各自でご用意ください。

新潟市北区文化会館

感染症対策としての収容人数変更について(令和4年3月6日版)

(単位:人)

	当 面 の 定 員	制 限 定 員
	<ul style="list-style-type: none"> ● 大声での発声(歓声、声援、唱和、合唱等)が想定されないこと。 ● 国及び新潟県、新潟市のガイドラインを基に、マスク着用、社会的距離の確保、大声での発声禁止、手指衛生など基本的な対策が確実に講じられていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大声での発声(歓声、声援、唱和、合唱等)が想定される時。 ● 飛沫感染リスクが高いとされる活動を行うとき。(例:歌唱[合唱、カラオケ、歌の練習]/吹奏楽[管楽器の演奏]/詩吟など)
ホール(客席)	557	278(※)
ホール(舞台)	64 公演関係者を含まない	64 公演関係者を含まない
練習室1	80 公演関係者を含む	64 公演関係者を含む
練習室2	28	14
練習室3	8	4
練習室4	20	10
会議室	24	12
保育室	10	5
楽屋1	6	5
楽屋2	8	6
楽屋3	16	10

※ ホール客席に制限を設ける場合、「着席不可」表示札の貸出し有。使用希望の場合は事前打ち合わせの際にスタッフへお知らせください。